



当院における病院薬剤師の業務と役割 および図書室の利用と連携について

土佐 直子

I. はじめに

当院は病床数670床、21診療科を有する地域基幹病院です。2004年3月に13年間にわたって行われた増改築が終わり、新しい病院に生まれ変わりました。

これより少し早い2002年4月に薬剤部は、院外処方箋を発行するようになりました。それに伴い調剤業務が従来の外来調剤から院内調剤が中心となり、業務内容が一変しました。

II. 薬剤部業務の変遷

以前は、業務時間中はほとんど薬剤部に釘付けの状態、外来処方箋の調剤を行っていました。1日約1,000枚外来処方箋が発行され、正確さに加えてスピードが求められる毎日でした。余談ですが今でも散薬の秤量時には、ひとさじで正確に量りとれる職人技を持っていることがひそかな誇りでもあります。

院外処方箋を発行するようになり、調剤はほとんど入院調剤のみになりました。

入院患者様の治療が安全かつ効果的に行われるよう薬剤師の業務は、病院の中でいろいろな方面に向かって広がりつつあります。以下に詳しい業務内容を述べます。

III. 薬剤部の業務

1. TDM (Therapeutic Drug Monitoring)

患者様に投与された薬物の血中濃度を測定し、有効な血中濃度が維持できているか、副作

用が発現する中毒域に入っていないかをチェックします。特に院内感染のリスクが伴う抗MRSA薬については、投与設計を行い、投与量や投与間隔を医師へ提案し、院内感染の予防、抗MRSA薬の適正使用に貢献しています。

2. TPN (Total Parenteral Nutrition)

栄養状態が悪い患者様は、感染のリスクが高いことや、高カロリー輸液は糖濃度が高く真菌などの輸液汚染も問題となるため、高カロリー輸液の無菌調製を薬剤部内のクリーンベンチで行っています。当院で昨年の7月よりスタートしたNST (Nutrition Support Team) の一員として、患者様の栄養状態の評価を行い、必要なカロリー、栄養素の組成を計算し、それに見合う輸液剤を選択し提案したり、チームメンバーへ輸液剤・経腸栄養剤についての情報提供を行ったりしています。

3. 薬剤管理指導業務

院外処方箋を発行した事で、いちばん変化を遂げた業務が、薬剤管理指導業務です。薬剤師が病棟に常駐し、患者様に薬効や副作用などの説明を行ったり、重大な副作用の初期症状を見逃さないようモニタリングを行ったり、また薬の相互作用をチェックしたり、より患者様に身近なところで仕事を行うようになりました。

自分たちが調剤した薬が患者様に投与され、自分たちの眼で効果・副作用を確かめ、医師・看護師・その他の職種にその情報をフィードバックさせ、治療が有効・安全かつ適正に行えるよう活動しています。

4. 抗がん剤の調製業務

抗がん剤による医療事故が多発する中、患者様にとって安全に治療が行えるよう、当院でも2003年8月より入院・外来患者様の抗癌剤を薬剤師が2名体制でダブルチェックを行いながら調製しています。また調製の前段階では、プロトコルチェック・投与量のチェックなど、複数の薬剤師が関わります。このように、事故をなくすための体制を整え取り組んでいます。

5. 臨床研究（治験・製造販売後臨床試験・自主研究など）

医薬品の臨床試験を行うための臨床研究依頼者への病院の窓口となる業務です。1997年に改正された新GCP法に基づいて倫理性、科学性、信頼性を確保するために行うもので、当院では院内の治験審査委員会（IRB）で承認された臨床試験を実施する際に、患者様、治験依頼者、医師の三者間のコーディネータ役をそれぞれ専門分野の薬剤師がとめます。

当院では治験が1年に約20件、大学機関などと共同して行う自主研究は約60件あり、いずれも年々増加の傾向にあります。

ひとつの薬が発見され、開発され、動物実験を経て発売されるまでに約20年間かかるといわれます。治験コーディネータは膨大な書類と一緒に臨床試験の信頼性と、その薬の安全性・有効性が確保されているかどうかを監視しています。

6. 製剤業務

薬剤部内の製剤室では、市販されていない特殊処方や、処置薬剤を製剤しています。患者様への安全性をしっかりと検討した上で、調製するかどうかを判断し、適切であるものを調製しています。

7. DI (Drug Information)

医薬品情報を他部門へ情報提供する業務です。日々更新される莫大な量の医療情報の中から必要な情報を選び出し、正しく伝えることを職務としています。当院ではオーダーリングシステム内に、医薬品情報提供システムを組み込み、オーダーリング画面からすべての職員が医薬品情

報を閲覧できるようになっています（図）。添付文書改定情報やトピックスをニュースとして随時アップロードしています、また処方時の参考資料となる院内採用薬品に関する一覧表も閲覧可能です。



図. 医薬品情報提供システムトップページ

IV. 図書室との関わり

以上述べてきた中で、図書室と一番密接にかかわる業務はDI (Drug Information) 業務です。DI 室（薬品情報室）には各製薬会社の MR (Medical Representative) と呼ばれる担当者に医薬品に関する情報を提供していただいています。薬品についての資料や文献は MR の方に提供を依頼する傾向にありますが、偏りなく客観的に薬品の情報を吟味するためには、自分自身で必要な情報を検索することが必要です。このような場合は図書室と連携をとり、司書から情報を得たり、また文献検索を手伝って頂いたりしています。特に特殊製剤は適応外使用の場合が多く、資料が少ないので、“Evidence”を確かめるため、文献検索を手伝って頂いています。

図書室には、必要な資料を探しに行くのですが、その際図書室の司書の方と話をすることで、必要な資料とともに関連した情報を得られることや、探している情報について自分自身の考えがまとまったり、今まで気づかなかった重要な情報に気づいたりすることがあり、いつも助け

られています。

V. おわりに

薬あるところに薬剤師あり！

私たちの使命は患者様ひとりひとりの不安を軽減し、安全に治療が行えるように、また薬が

適正に使用され、最大限の効果が現れるようにすることです。たくさんの情報をよく吟味して、医師、看護師、その他の医療従事者、患者様に求められている情報を提供できるよう日々心がけています。